令和9年度　保育施設等入所申し込みのしおり



重要！

保育施設等の利用申し込み手続きについて、申請前に必ずお読みください。
※1 号認定（幼稚園）で申し込むかたは、p.9 をご確認ください。

- 入所資格：**坂出市内に住所を有する**小学校就学前の子ども。（施設ごとに入所可能な月齢等が異なります。詳しくは p.10 をご確認ください。）

NEW

- **令和９年度入所申し込みから、新しいオンライン申請を開始しました。** オススメ！
 【オンライン申請フォームの URL：https://logoform.jp/form/PgPP/1705667】
 令和 10 年度からは完全オンライン化を予定しています。令和９年度はオンライン申請への移行期間のため、オンライン申請が難しい場合は紙での申し込みも可能です。紙で申し込む場合、各保育施設またはこども課で申込書を受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください。**必要書類については、次のページをご確認の上、事前にご準備ください。**

オンライン申請

新しいオンライン申請で便利に♪
マイナンバーの暗証番号不要！
いつでも・どこでも申請 OK！
（詳しくは p.5 をご確認ください。）

- **出産前のお子さん**についても、申し込むことができます。
- 令和８年度の申し込みをしている場合でも、令和９年４月から引き続き入所を希望する場合は、新たに申し込みが必要です。
- **１次受付期間内**では、**申し込み方法（オンライン申請や保育施設への提出）や申し込みの早さによって、入所の優先順位が変わることはありません。**

NEW

- 申し込みに必要な添付書類は、原則として**申し込み時にすべてそろえて提出してください**。**１次受付期間中は、添付書類を後日提出することはできません**。１次受付期間以外については、やむを得ない事情により申し込み時に添付書類の提出が間に合わない場合、**「申出書」に、「添付書類の提出が間に合わない理由」および「添付書類の提出予定日」等を記載して添付してください**。
- 入所申し込みの締切日は、前々月末（土日祝の場合はその前日）です。（例：９月入所→７月末締切）ただし、４月入所の締切日は上記とは異なるため、p.6 をご確認ください。
- 締切日以降の申し込みについて、いかなる場合であっても受付することはできません。必ず**期限に余裕をもって**申請してください。

注意

- **育児休業給付金の延長手続き**に必要な書類については、**事前に職場の担当者またはハローワーク等へ必ずご確認ください**。後日、入所申し込み関係書類のコピー等が必要となることがありますので、必要書類についてはあらかじめコピーをとるなど、ご自身で保管をお願いします。
- 新規入所の児童については、入所後１か月間程度**慣らし保育**の期間があります。お子さんは、小さなからだで、初めての場所や初めての人たちと新たな環境の中、保育園生活をスタートします。慣らし保育では、短い保育時間から始め、少しずつ保育園での生活に慣れていただきます。お子さんが楽しく保育園生活を送るための大切な期間です。

NEW

- 入所の申し込みについてもっと知りたい場合は、右の QR よりご確認ください。
 「**よくある質問**」も掲載しています☺

入所申込について

令和８年１０月２２日作成

○保育を必要とする事由について

２・３号認定を受けて保育所やこども園を利用するには、**保護者が家庭で保育できない理由**（保育を必要とする事由）が必要です。（１号認定・２号認定・３号認定の詳細については、p.4 をご確認ください。）

保育を必要とする事由	入所可能期間	保育の必要量の区分	保育が必要なことを証明する書類
① 就労	就労している期間	勤務時間が ◆月 64 時間以上 120 時間未満 ：短時間 （勤務時間帯により標準時間） ◆月 120 時間以上 ：標準時間	・保護者の就労証明書（2 か月以内の発行日のもの） ※自営業の場合は、確定申告書の写しの提出が必要です。ただし、開業からの日数が少ないなどの理由により、提出が不可能なかたについては、他の書類（自営業をしていることを証明できるもの）をご提出ください。
② 妊娠・出産	出産予定日が属する月の２か月前から出産予定日から３か月後の月末まで（６か月間）	標準時間	・母子健康手帳の写し（表紙および出産予定日等記載のページ）
③ 疾病・障がい	診断書が証明する期間の月末まで	標準時間	・医師の診断書（市の様式。保護者が保育できないとわかる内容のもの）または、障がいを有していることを証する書類（障がい者手帳の写し等）
④ 介護・看護	診断書が証明する期間の月末まで	介護・看護の状況による	・医師の診断書（市の様式。保護者が保育できないとわかる内容のもの）
⑤ 災害復旧	就学前まで	標準時間	・罹災証明書等
⑥ 求職活動	入所から３か月間	短時間	・申出書またはハローワーク登録証の写しまたは不採用通知書等
⑦ 就学	卒業予定日または修了予定日の月末まで	授業時間による	・在学証明書 ・授業スケジュール等（修了予定日がわかるもの） ・時間割等の写し（授業時間がわかるもの）
⑧ 虐待・DV	就学前まで	標準時間	・事実を証明できる書類
⑨ 育児休業取得時に、既に兄姉が保育を利用しており、継続利用が必要	妊娠・出産期間終了後から、育児休暇の対象のこどもが満１歳になった年度末まで	短時間	・産休・育休期間の記載がある就労証明書

※提出していただいた就労証明書や診断書等の添付書類について、必要に応じて**関係機関へ問い合わせることがあります**。

※各事由において、満３歳の誕生日を迎えた際には、３号認定から２号認定に自動切り替えとなりますので、特に申請の必要はありません。

※添付書類の様式は坂出市 HP でダウンロードできます。また、こども課窓口でも配布しています。

坂出市 HP

○注意していただきたいこと

「育児休業からの復職」で申し込む場合

- ４月以外の**年度途中の入所**を検討しているかたも、**１次受付期間中の申請をお勧めします。**
- 仕事復帰月の**２か月前から**保育の実施を希望できます。（その場合、保育を必要とする事由は「**就労**」となります。）
- **育児休業期間**や**復職予定日（入所希望日の翌々月末までの日付）**について記載のある就労証明書を提出してください。
 ※職場の手続き等の都合上、上記期間内の復職予定日の記載が難しい場合は、備考欄に「入所希望日の翌々月末までの復帰が可能」なことが分かる記載が必要です。
 （例：４月１日入所希望であるが、復職予定日が７月１日以降である場合　→　備考欄に「入所が決まった場合は、本人の希望により６月 30 日までの復帰日に変更可能」等）
- 重要! **育児休業給付金の延長手続き**に必要な書類については、**事前に職場の担当者またはハローワーク等へ必ずご確認ください**。後日、入所申し込み関係書類のコピー等が必要となる場合がありますので、申し込み前にご自身でご準備いただきますようお願いします。
- 認定は、就労証明書の内容に基づいて行います。提出後に育児休業の期間などの記載内容が変更した場合、**新しい状況がわかる就労証明書の提出が再度必要**です。
- ご提出いただいた就労証明書の内容や復帰の事実について、就労先に確認をさせていただくことがあります。

「妊娠・出産」の場合

- 「妊娠・出産」を理由とする認定期間は、「出産予定日」から３か月後の月末までです。それ以降も施設の利用を希望する場合は、p.2 の①～⑨のいずれかの事由に該当する必要があります。必要書類をそろえて、こども課で認定変更の手続きをしてください。

- 重要! 「妊娠・出産」の認定期間満了後、「求職活動」へ認定を変更する場合は、「就労先が決まった際に実際に働き始められる環境」が整っている必要があります。**下のお子さんを家庭で保育しているなど、働き始める環境が整っていない状況では、「求職活動」の認定を受けることはできません**。そのため、原則として、「求職活動」の認定期間開始日に合わせて下のお子さんも施設を利用できるよう、入所申し込みをしていただく必要があります。

「求職活動」の場合

- 認定後**３か月以内**に就労証明書を提出していただきます。
- 重要! ３か月以内で就労先が決まらない場合、「求職活動」の認定期間の延長は１回のみ可能です。（延長時には求職活動状況を報告していただき、継続的な活動を確認できない場合は、延長できない場合があります。）
- 重要! 「求職活動」での認定期間の**延長後２か月以内に就労先が決定しなかった場合は、４か月目以降の施設利用について、入所再選考**の対象となります。入所再選考には入所申込書の提出が必要ですので、対象月の締切日までに申請をしてください。施設の空き状況によっては、通い続けることができない場合がありますので、ご承知おきください。

○教育・保育給付認定（支給認定）について

幼稚園や保育施設等を利用するためには、下記のいずれかの認定を受けることが必要です。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設			
		幼稚園	認定こども園	保育所	事業所内保育所
１号	満３歳以上で **保育が必要でない**子ども	○※	○※		
２号	満３歳以上で保護者の就労等により**保育が必要**な子ども		○	○	○ ２歳児クラスのみ
３号	満３歳未満で保護者の就労等により**保育が必要**な子ども		○	○	○

※**1 号認定**の入所申し込み方法については、p.9 をご覧ください。

○保育認定時間について

「保育標準時間」または「保育短時間」の認定は、保育が必要なことを証明する書類に基づいて行うため、必ずしも申請した時間の認定がなされるとは限りませんので、ご了承ください。

保育**標準時間**認定	保育**短時間**認定
・公立施設は７：30～18：00 ・私立施設は施設にお問い合わせください。	・８：30～16：30 ・ただし、坂出一高幼稚園（２号認定）は ７：30～15：30

注意 **保育認定時間**とは、施設がお子さんを預かることができる**「上限時間」**です。**実際の利用時間は「保育が必要な時間」**であり、一人ひとりの状況により異なります。毎日上限時間まで預けることができるという意味合いではありませんのでご了承ください。

（例）「就労」の認定を受けた場合に、お子さんを預かることができる時間については、原則、「**保護者の就労時間 ＋ 職場から保育施設までの移動時間**」となります。

○保育料・副食費について

詳しくは、**坂出市子育て応援サイト＞保育所・認定こども園＞保育施設等の保育料** をご覧ください。

注意 未申告等により税額を確認できない場合は、**保育料・副食費は最高階層の金額で仮決定**します。
税額が確定し次第、保育料を決定し、差額を精算いたします。

詳細は QR コードからもご確認いただけます。

○申し込み方法

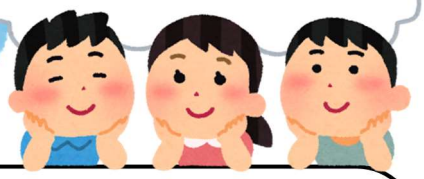
オンライン申請について

注意 申請完了後に届くメールは、入所保留となった際に育児休業給付金の支給期間延長手続き等で必要になる場合があります。大切に保管してください。
※メールの再送信はできません。



オンライン申請で便利に♪
- いつでも・どこでも申請 OK！
- 申請時のマイナンバー読み取りや暗証番号入力が不要になりました！
- 入力漏れを防いで、再提出の手間を軽減！

きょうだい１人ずつの申請が必要です。

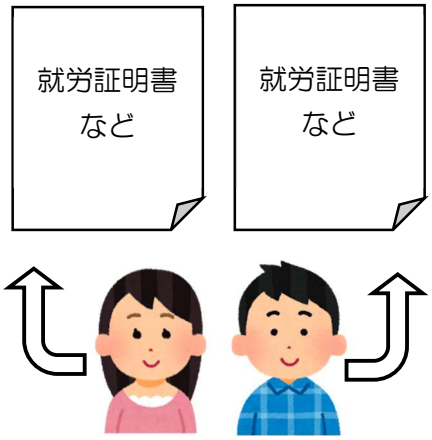


保育が必要なことを証明する書類

事前にご準備いただき、オンライン申請では写真や PDF、Excel などのデータで添付してください。
※1 号認定を受ける上での提出は不要です。

「保育が必要なことを証明する書類」ってなに？

→詳しくは p.2 をご覧ください。



※父・母それぞれに必要。

注意 「保育が必要なことを証明する書類」は、原則として**申し込み時にすべてそろえて提出してください。**
１次受付期間中は、添付書類を後日提出することはできません。
１次受付期間以外については、やむを得ない事情により申し込み時に添付書類の提出が間に合わない場合、代わりに【申出書（「添付書類の提出が間に合わない理由」および「添付書類の提出予定日」を記載）】を添付してください。

該当するかたのみに提出していただく書類

- 入所児童が第２子で、兄・姉が坂出市の認定を受けずに国立幼稚園や新制度未移行幼稚園、認可外保育所等に通う場合
 兄・姉の「幼稚園在籍の証明書」
 就学前のきょうだいで数えて２人目の保育料・副食費の免除を受けるために必要です。

※「第３子以降就学前児保育料・副食費免除」の申請書は、令和９年度から提出不要となりました。

申し込みの受付期間や結果通知について（2・3号認定）

令和９年**4月**入所の場合

<table>
<tr><th></th><th>受付期間</th><th>受付時間</th><th>受付場所</th><th>結果通知</th></tr>
<tr><td rowspan="3">１次
受付</td><td>令和８年11月１日（日）
～11月30日（月）</td><td>24時間受付可</td><td>オンライン</td><td rowspan="3">１次受付期間内であれば、申し込み方法（オンライン申請や保育施設への提出）や申し込みの早さによって、<u>入所の優先順位が変わることはありません</u>。

令和９年２月10日（水）
発送予定
（<u>各保育施設等の入所前周知会に先立ち発送します</u>）</td></tr>
<tr><td>令和８年11月９日（月）
～11月20日（金）
※オンライン申請が難しい場合</td><td rowspan="2">午前９時00分
～午後５時00分
（土曜日・日曜日を除く）</td><td>各保育施設等</td></tr>
<tr><td>令和８年11月24日（火）
～11月30日（月）
※オンライン申請が難しい場合</td><td>こども課
保育幼稚園係
（本庁１階）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２次
受付</td><td>令和８年12月１日（火）
～令和８年12月31日（木）</td><td>24時間受付可</td><td>オンライン</td></tr>
<tr><td>令和８年12月１日（火）
～令和８年12月28日（月）</td><td>午前９時00分
～午後５時00分
（土曜日・日曜日を除く）</td><td>こども課
保育幼稚園係
（本庁１階）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">随時
受付</td><td>令和９年１月１日（金）
～令和９年１月31日（日）</td><td>24時間受付可</td><td>オンライン</td><td rowspan="2">令和９年２月末
発送予定</td></tr>
<tr><td>令和９年１月４日（月）
～令和９年１月29日（金）</td><td>午前９時00分
～午後４時30分
⚠
（土曜日・日曜日・祝日を除く）</td><td>こども課
保育幼稚園係
（本庁１階）</td></tr>
</table>

令和９年**5月～**令和10年**3月**入所の場合

<table>
<tr><th></th><th>受付期間</th><th>受付時間</th><th>受付場所</th><th>結果通知</th></tr>
<tr><td>１次
受付</td><td colspan="3">４月入所の場合と同じ</td><td rowspan="3">入所希望月の前月15日頃
発送予定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">随時
受付</td><td rowspan="2">入所希望月の
前々月の末日まで
※土日祝の場合はその前日まで

⚠令和９年１月４日（月）
以降、こども課の窓口は
午前９時～午後４時30分
での受付となります。</td><td>24時間受付可</td><td>オンライン</td></tr>
<tr><td>午前９時00分
～午後５時00分
⚠
（土曜日・日曜日・祝日を除く）</td><td>こども課
保育幼稚園係
（本庁１階）</td></tr>
</table>

※**1号認定**については、この期間外にも随時受付しております。
入所希望の保育施設にお問い合わせいただいた上で、申請してください。

○利用調整（入所選考）について

- ◆ 入所希望者数や職員数等の状況により、入所申し込みをしても入所できない場合があります。
- ◆ 利用調整の結果は、施設利用承諾通知書（入所が決まったことをお知らせする通知）または施設利用保留通知書（入所が決まらなかったことをお知らせする通知）を入所希望月の前月 15 日頃に発送して保護者に通知します。
 ※4 月入所については、令和９年２月 10 日（水）に発送します。ただし、令和９年１月１日以降に受け付けたものについては、令和９年２月末に発送します。
- ◆ 施設利用保留となった場合、翌月以降も引き続き利用調整を行いますので、再度申し込んでいただく必要はありません。ただし、**次年度の 4 月以降の入所についての申し込みは必要**となります。
- ◆ 施設利用保留通知書は、当初の入所希望月のみ発送します。翌月以降の通知書が必要な場合は、こども課までお知らせください。
- ◆ 施設利用保留となった後、入所が決定した場合は、入所が決定した月の前月 15 日頃に保護者へ施設利用承諾通知書を発送します。

○施設利用保留通知書について

育児休業の延長や育児休業給付金等の手続きをする際に、保育施設等に申し込みをしたが、入所できなかったことを証明するために、市町村が発行する「施設利用保留通知書」の提出を求められる場合があります。

保育施設等の入所申し込みについては、**締切日を過ぎた後で、さかのぼっての申し込みや変更は受付できません**。入所申し込みの締切日にご注意の上、お早めのお手続きをお願いいたします。

育児休業の延長や育児休業給付金等の手続きについては、必ず就労先やハローワーク等にご確認ください。

注意 締切日を過ぎた後で、遡っての申し込みや変更は受付できません。

（例）入所希望年月日を「令和９年９月１日」から「令和９年８月１日」に変更する場合、
「令和９年８月１日」の申し込み締切日（６月 30 日）が基準となります。

変更申請日	変更の可否
８月入所申し込み締切**前** （令和９年**６月 30 日以前**）	○
８月入所申し込み締切**後** （令和９年**７月１日以降**）	×

○入所後の認定内容変更手続きについて

保育を必要とする事由に変更が生じた場合（退職した/産前産後休暇を取得する等）や、家庭状況の変更が生じた場合（婚姻・離婚等）は、**支給認定変更申請**や**保育施設等入所児童変更申請**が必要となります。速やかにこども課へご相談ください。

○利用申し込みから利用開始までの流れ

（スケジュールはあくまで予定ですので、実際と異なる場合があります。）

◆ ４月入所申し込みの流れ

①認定申請・利用申込

注意
・申し込みの受付期間と場所について、詳しくはp.6をご覧ください。
・令和9年1月31日（日）を過ぎると令和9年5月入所以降の利用調整となります。

②利用調整

・1次受付締切後、順次利用調整をおこなっていきます。

③利用調整結果発表

・令和9年2月10日（水）に通知書を発送します。
・令和9年1月1日以降に受け付けたものについては、令和9年2月末に発送します。

入所承諾

・通知書に同封している「入所が決定した施設からの案内」をお読みください。
・令和9年3月下旬頃に保育料決定通知書を郵送いたします。

入所保留（待機）

・翌月以降の利用調整の対象となります。（申し込み書の再提出は不要ですが、希望内容を変更したい場合は、申し込み内容変更の手続きが必要です。）

◆ ５月～３月（年度途中）入所申し込みの流れ

①認定申請・利用申込

・申し込みの受付期間と場所について、詳しくはp.6をご覧ください。

②利用調整

・毎月、入所希望月の前々月末の締切後に、利用調整をおこないます。

③利用調整結果発表

・入所希望月の前月15日頃に通知書を発送します。

入所承諾

・入所にかかる準備物の確認のため、入所が決定した保育施設等に直接ご連絡ください。

入所保留（待機）

・翌月以降の利用調整の対象となります。（申し込み書の再提出は不要ですが、希望内容を変更したい場合は、申し込み内容変更の手続きが必要です。）

○１号認定での入所について



◆ 申し込みの受付期間と申し込み方法

	受付期間
公立施設	**令和８年 11 月１日（日）よりオンライン申請受付開始** ※入所時期によって、受付時期が異なります。 詳しくは、p.6 をご確認ください。
私立施設	**各施設にお問い合わせください。**

申し込み方法については、p.5 をご確認ください。
ただし、１号認定の申請において、「保育が必要なことを証明する書類」の提出は必要ありません。

オンライン申請

◆ 預かり保育について

保護者の就労や疾病等のやむを得ない事情により預かり保育が必要となる１号認定児童を対象に、公立こども園では下記の時間内において預かり保育を実施しています。利用には別途、預かり保育料が必要です。私立こども園の実施時間や利用料ついては、直接施設にお問い合わせください。

・保育日（平日）……14：00～16：00（1 回 400 円）
・夏季休業日（春・冬季休業日は実施なし）……9：00～14：00（1 回 800 円）

公立こども園では、制度の詳細を各こども園の周知会（令和 9 年２月末頃開催予定）にてお知らせします。

◆ 施設等利用給付認定（新２号認定）について

預かり保育を利用する場合で、市から保育の必要性の認定（新 2 号認定）を受けた場合は、国の定める上限額の範囲で預かり保育料が無償となります。

クラス	対象児童	無償化の範囲
満３歳クラス （3 歳の誕生日の後の３月 31 日までの間）	保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の児童	日額 490 円×その月の利用日数 ただし月額 17,700 円が上限額となります。
３歳児～5 歳児クラス	保育の必要性の認定を受けた児童	日額 490 円×その月の利用日数 ただし月額 12,300 円が上限額となります。

入所決定後から入所日の前日（土曜日・日曜日・祝日の場合はその前日）までの期間で、「施設等利用給付認定申請書」および「保育が必要なことを証明する書類」をこども課へご提出ください。**入所日以降の提出の場合、申請受付日の翌日からの認定となりますので、ご注意ください。**

◆ 入所申し込みから利用開始までの流れ

入所の申し込み（１号認定） → 入所決定（１号認定） → 施設等利用給付認定の申し込み（新２号認定） → 入所